

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補⑩

（令和6年3月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示」（令和6年3月5日厚生労働省告示第61号・第1条）（令和6年4月1日適用）
- ・「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」（令和6年3月5日保医発0305第9号）（令和6年4月1日適用）

により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」（令和6年3月5日保医発0305第9号）（令和6年4月1日適用）

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料料	令和6年3月まで	令和6年4月から
196頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） <ul style="list-style-type: none"> 1 14カラット金合金 <ul style="list-style-type: none"> (1) インレー <ul style="list-style-type: none"> 複雑なもの 1,179点 (2) 4分の3冠 1,473点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） <ul style="list-style-type: none"> (1) 大白歯 <ul style="list-style-type: none"> イ インレー <ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの 365点 b 複雑なもの 675点 ロ 5分の4冠 849点 ハ 全部金属冠 1,069点 (2) 小白歯・前歯 <ul style="list-style-type: none"> イ インレー <ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの 248点 b 複雑なもの 494点 ロ 4分の3冠 610点 ハ 5分の4冠 610点 ニ 全部金属冠 765点 3 銀合金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大白歯 <ul style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 5分の4冠 53点 ハ (略) (2) (略) 		
197頁	M010-3 接着冠（1歯につき） <ul style="list-style-type: none"> 1 金銀パラジウム合金（金12%以上） 		

	(1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯 2 銀合金 (1) (略) (2) (略) (3) 大臼歯	<u>610点</u> <u>610点</u> <u>849点</u>	<u>585点</u> <u>585点</u> <u>814点</u>
198頁	M010-4 根面被覆（1歯につき） 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) (略)	<u>365点</u> <u>248点</u>	<u>350点</u> <u>238点</u>
198頁	M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	<u>953点</u> <u>106点</u>	<u>913点</u> <u>107点</u>
203頁	M017 ボンテック（1歯につき） 1 鑄造ボンテック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 2 レジン前装金属ボンテック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯 (2) (略)	<u>1,231点</u> <u>927点</u> <u>52点</u> <u>740点</u> <u>927点</u> <u>1,231点</u>	<u>1,179点</u> <u>888点</u> <u>53点</u> <u>708点</u> <u>888点</u> <u>1,179点</u>
207頁	M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 ハ 前歯（切歯） 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 ハ 前歯（切歯）	 <u>1,528点</u> <u>1,243点</u> <u>1,243点</u> <u>954点</u> <u>735点</u> <u>984点</u> <u>770点</u> <u>675点</u> <u>587点</u> <u>545点</u>	 <u>1,587点</u> <u>1,291点</u> <u>1,291点</u> <u>991点</u> <u>763点</u> <u>943点</u> <u>737点</u> <u>647点</u> <u>563点</u> <u>522点</u>

207頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤（レストつき）	729点 563点	756点 585点
208頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小臼歯 (3) 大臼歯	272点 294点 338点	261点 281点 323点
208頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板（根面板の保険医療材料料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) （略）	675点 494点	647点 473点
209頁	M023 バー（1個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） (2) （略）	1,577点	1,511点

●特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示（令和6年3月5日厚生労働省告示第61号・第1条）（令和6年4月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	令和6年3月まで	令和6年4月から	
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	7,358円	7,641円	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	7,341円	7,624円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	7,491円	7,774円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	7,318円	7,601円	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	3,037円	2,909円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	3,807円	3,740円	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	158円	159円	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	191円	192円	
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g	273円	274円	